

台風等の災害により被害を受けられた方へ (雑損控除のご案内)

下記の表に沿って雑損控除の適用の対象となるかご確認ください。

台風等の災害により、生活に通常必要な資産（住宅・家財・車両など）に被害を受けていますか。

はい

いいえ

下記①、②のいずれかの金額が発生していますか。

①	損 失 額 【資産の損害金額－保険金等で補てんされる金額】	－	所得金額の 10分の1
②	災 害 関 連 支 出 【損失額のうち、災害により被害を受けた住宅や家財の 取り壊し、撤去、原状回復費などの支出】	－	5万円

はい

いいえ

雑損控除の適用を受けられる場合があります。
詳しくは、下記までお問い合わせください。

【所得税及び確定申告に関すること】
木更津税務署
TEL 0438-23-6161（代表）

【市民税・県民税に関すること】
君津市財政部課税課
TEL 0439-56-1122

雑損控除の適用を受けることは
できません。

※ 雑損控除の金額は、①・②のいずれか多い方の金額です。

続いて裏面もご覧ください

■ 「雑損控除」に関する Q&A

Q1：「雑損控除」とは？

A1：雑損控除とは、所得税法や地方税法で定められている所得控除の一種です。台風や大雨による災害等により、損失を受けた場合に控除を受けることができます。住宅や家財などの損失額のほか、住宅の取り壊しや原状回復費用なども対象となります。

医療費控除などの他の所得控除と同じように、確定申告や市民税・県民税の申告をすることによって、税額を抑えることができますが、実際に支払った費用を補てんするものではありません。

Q2：雑損控除の対象になるのは？

A2：雑損控除が受けられる要件は次のとおりです。

- ・生活上必要な資産に対してであること
 - ・損失の発生原因が「災害」や「盗難」、または「横領」によるものであること
 - ・保険金等を補てんしても超過してしまった支出があること
- これらを満たす方が、雑損控除を利用することができます。

Q3：災害により損壊した住宅を原状復旧する工事を業者に依頼しましたが、年内に工事が終わりませんでした。この場合、雑損控除を受けることはできますか？

A3：災害のやんだ日から1年以内（やむを得ない事情がある場合は、3年以内）に支出した費用は、雑損控除における災害関連支出に含めることができます。

Q4：雑損控除の申告に「り災証明」や「ひ災届出証明」は必要ですか？

A4：「り災証明」や「ひ災届出証明」は、提出義務のある書類ではありませんが、損害割合を判定する目安となりますので、既に交付を受けている方は写しをお持ちください。

■ 「雑損控除」の申告に必要なもの

☐	り災証明書又はひ災届出証明書の写し ※交付を受けていない場合は、被害状況がわかるもの（写真等）
☐	被害を受けた資産に関する資料 所有者、取得時期、取得価額、面積等がわかるもの ※取得価額が不明な家屋については、家屋の床面積、 築年数、構造などがわかるもの ＜具体例＞ 工事請負契約書、売買契約書、領収書、登記簿謄本、登記事項証明書、 固定資産税課税明細書など
☐	修繕費用、取り壊し費用、除去費用など、被害に関連する支出に関する資料 ＜具体例＞領収書、請求書など
☐	被害を受けたことによる保険金や補助などの金額がわかるもの ＜具体例＞保険金支払通知書など